

## 第1部 総説

### 第1章 地球温暖化対策

京都議定書において、わが国は温室効果ガス排出量の6%削減を目標として掲げており、平成20年度からその第一約束期間に入り、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

#### 第1節 山形県地球温暖化防止アクションプログラム

本県では、「山形県地球温暖化対策地域推進計画」(平成12年策定)において、平成22年度までに平成2年度比で温室効果ガス排出量の7%削減を目標として掲げ、省エネルギー対策の推進、新エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の推進に取り組んできた。しかしながら、県内の温室効果ガス排出量は、ライフスタイルの変化や企業活動の拡大等により、平成2年度と比べ大きく増加しており、目標達成のためには更なる取組みが必要であることから、平成20年3月に「山形県地球温暖化防止アクションプログラム」を策定した。

アクションプログラムでは、2005年度(平成17年度)を基準として、2010年度(平成22年度)までに、290万tの温室効果ガスを削減することとし、内訳として、森林吸収源対策で165万tの削減、家庭・事業所における省エネルギー、新エネルギー導入で125万tの削減を目標としている。

具体的なアクションとしては、家庭のアクションとして「1人1日1kgCO<sub>2</sub>削減」に取り組むことにより45万t、事業所のアクションとして「2010年度までに12%削減」に取り組むことにより80万tを削減するという目標を設定している。

家庭や事業所において、

排出量の削減目標と重点取組み項目を設定する(P l a n)

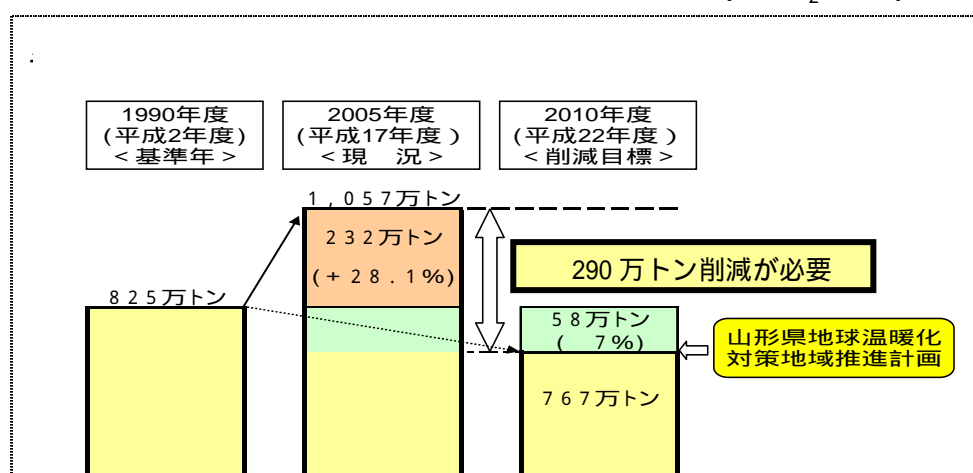
削減行動(アクション)を実践する(D o)

削減実績を把握する(C h e c k)

改善項目を検討する(A c t i o n)

という「P D C Aサイクル」に取り組むことにより、削減目標の達成を目指すこととしている。

図 1-1-1 温室効果ガスの排出量と削減目標 (CO<sub>2</sub>換算)



資料：山形県地球温暖化防止アクションプログラム

## 第2節 山形県地球温暖化防止県民運動

アクションプログラムの目標達成に向け、県・市町村・経済団体・消費者団体等との幅広い連携のもと、地球温暖化防止を「県民運動」として展開するため、その推進母体として「山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会」を平成20年6月に設立した。各種の広報媒体やイベント等における家庭への呼びかけと、事業所への個別訪問による自主削減計画策定促進を運動の重点取組み項目と位置付け、家庭のアクション及び事業所のアクションへの参加登録について、各種支援策も用意しながら、全世帯、全事業所への普及に取り組んだ。

21年度は、産直農産物及び省エネ家電の購入者、エコドライブ講座の受講者にも家庭のアクションへの参加機会を拡大し、家庭のアクションへの参加を一層促進する。

### 1 「1人1日1kgCO<sub>2</sub>削減」家庭のアクション

各家庭においては、以下の4つのアクションへの参加を促進することによって、地球温暖化対策への関心を高め、理解を深めて、温室効果ガスの削減を図ることとしている。平成20年度は1万世帯の参加を目指しており、これらの取組みにより、家庭全体で45万tの削減を目標としている。

なお、参加登録・報告者を対象として、協賛企業等から提供いただいた賞品が当たるエコ抽選を実施した。

#### (1) 家庭のアクション

冷房の温度を28に設定することや、出かける際に公共交通機関や自転車を利用することなど、家庭における省エネ行動等の実践を促進する。家庭で取り組むことができる項目をまとめたパンフレットの中から実践できる項目を選び、登録及び報告していただく。家庭のアクションの普及にあたっては、各市町村、地域協議会、事業所と連携するとともに、環境関連イベントにブースを設け、パネル展示やパンフレットの配布などを行う。

#### (2) 家電アクション

家電を購入する際に、より電力を消費しない省エネ家電の購入を促進する。山形県電機商業組合と連携し、省エネ家電を購入した際にアクション報告の葉書(チラシ)を配布し報告していただく。

#### (3) エコドライブアクション

急発進をしない、タイヤの空気圧をこまめにチェックするなど、自動車を効率よく運転するエコドライブを普及する。特定非営利活動法人山形県自動車公益センターと連携し、エコドライブ講習会参加者にアクション報告のチラシを配布し報告していただく。

#### (4) 地産地消アクション

フードマイレージ(食材が運ばれてくる距離に重さをかけたもの)の削減のため、地元産の農産物の購入を促進する。県内のアクション参加協力店(産直施設)と連携し、農産物購入者に葉書を配布し報告していただく。地産地消を実践すると、遠くから運び込まれた食材を利用するよりも運搬などのエネルギーを使わないため、その分の二酸化炭素排出量を削減することができる。

表 1-1-1 参加登録等の実績（平成 20 年度）

	登録申込件数	報告件数	訪問事業所数	削減量(推計)(t)	削減目標総量(t)
家庭のアクション	12,860 (10,000・128.6%)	5216		14,504	
CO <sub>2</sub> 削減アクションラリー		92			
事業所のアクション	101 (100・101.0%)		330 (300・110.0%)		138,518

1 ( )内は目標値・達成率

資料：県文化環境部環境企画課

表 1-1-2 協賛企業提供賞品が当たる抽選の実施結果

	実施日	当選者人数(人)
第1回	9月24日	156
第2回	12月25日	153
第3回	3月25日	174

資料：県文化環境部環境企画課

表 1-1-3 「1人1日1kg CO<sub>2</sub>削減」家庭のアクションの普及活動（平成 20 年度）

	月日	行 事 名 等
イ ベ ン ト 等  (CO <sub>2</sub> 削減アクションラリー)	6月5日	アクション・キックオフ大会
	6月7日	やまがた森の感謝祭 2008 (遊佐町)
	6月8日	親子で楽しむ環境科学体験デー(県環境科学研究センター)
	6月29日	庄内まちづくりプロジェクト~庄内環境フェス'08~ (庄内空港緑地)
	7月26日	第11回蔵王温泉こまくさツデーマーチ
	7月27日	河北町環境フェア
	8月2日	四ヶ村棚田ほたる火コンサート(大蔵村)
	9月7日	第20回日本の芋煮会フェスティバル
	9月6~7日	めざまの里まつり(飯豊町)
	10月18~19日	山形県農林水産祭 林業まつり 秋の食彩まつり (県総合運動公園)
10月24~26日	第3回3R推進全国大会(山形ビッグウイング)	
そ の 他	4月24日	連合小学校校長会
	5月19日	消費者団体連絡協議会
	5月19日	山形市立南山形小学校(出前講座)
	6月6日、 7月26日	やまがたエネルギー環境教育研究会
	6月17日、 7月17日、 9月1日、 9月26日、 10月29日	県職員向けエコドライブ講習会(本庁実施)
	6月20日	上山市立中山中学校訪問
	6月23日	庄内銀行 環境ロビー展
	7月15日	NPO酒田みなと研究会
	7月19日	「不都合な真実」上映会(県センター対応)
	9月19日	山形市役所1階(啓発活動)
	9月20~21日	霞城セントラル2階エントランス(啓発活動)
	9月23日	とっておきの音楽祭(県センター対応)
	10月6日	県下JA営農・農政担当部長会議
	10月22日	高島町立二井宿小学校(出前講座)
	11月13日	酒田市立松原小学校(出前講座)
	11月28日	CO <sub>2</sub> 排出量取引制度セミナー
	11月29日	村山市南楯むつみ会(出前講座)
12月14日	地球温暖化防止シンポジウムin鶴岡	
12月21日	ひがしねの未来と環境を考える (市制施行50周年記念事業、東根市対応)	

資料：県文化環境部環境企画課

表 1-1-4 各種媒体による広報

新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5/18 県庁だより</li> <li>・6/5、6/16、8/31 山形新聞</li> <li>・6/20 河北新報</li> </ul>
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/12、11/20 TUY 「週間やまがたWALKER！」</li> <li>・9/14 YBC 「夢未来やまがたサンデー5」</li> </ul>
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/18、6/9 NHK 「山形県情報」</li> <li>・12/25 YBC 「宴でうちエコ！プロジェクト」</li> </ul>
広報誌	山形県の環境情報（6月号、9月号） 県民のあゆみ（7月号）
H P	・県HP（山形県地球温暖化防止活動推進センターHPにリンク）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/15、5/27、9/24、10/16、12/24 知事記者会見</li> <li>・県庁1階食堂わきに「環境掲示板」設置</li> <li>・県庁1階ロビーにおいてパネル展示（12月中）</li> </ul>

資料：県文化環境部環境企画課

## 2 「2010年度までに12%削減」事業所のアクション

各事業所においては、平成17年度を基準年として、二酸化炭素排出量を「2010年度までに12%削減」する取組みを進めている。各事業所の実態に合わせて、管理体制の整備などの重点項目に取り組み自主削減計画を策定してもらうもので、県職員が各事業所を直接訪問して自主削減計画の策定を依頼しており、平成20年度は100事業所の参加登録を目標とした。また、省エネルギー診断のための無料アドバイザーの派遣や地球温暖化防止活動普及促進に関する協定の拡充などを進めながら、直接事業所に働きかけを行った。

このような取組みにより、事業所全体で80万tの削減を目標としている。

表 1-1-5 事業所のアクション概要（平成20年度）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー管理指定工場の排出量が、製造業全体の約6割を占めており、指定工場での取組み効果が高いため、平成20年度に指定工場は全て訪問。</li> <li>・事業所に対しては、直接訪問のほか、参加事業所を県ホームページへの掲載。</li> </ul>	
訪問 事業所	事業所	訪問数（社）
	エネルギー管理指定工場	131
	環境保全協議会会員事業所	235
	ISO・エコアクション取得事業所	216
登録促進 方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員による事業所訪問を実施。</li> <li>・訪問済事業所に対しては、時期をみて事業所での検討結果について電話確認。</li> <li>・希望する事業所に対しては、無料エネルギー診断を実施し自主削減計画策定を支援。</li> </ul>	

資料：県文化環境部環境企画課

### 3 県民運動協賛事業実施の概要

家庭のアクション、事業所のアクション以外で県民運動協賛事業として実施した事業の概要は以下のとおりである。

#### マイバッグ持参運動（山形県生活協同組合連合会）

これまで生協では買い物袋持参・簡易包装（エコ包装）を推進してきた。県内各市町村と事業者と消費者団体が協定を結び、レジ袋の無料配布中止を行ってきており、運動の積み重ねの結果、平成 20 年度は買い物袋持参率が飛躍的に向上し、レジ袋削減が進んだ。当連合会のレジ袋無料配布の中止にあたっては、忘れた方のためにレンタルバック・レンタルバスケット制度を生協独自の取組みとして開始した。その結果平成 21 年 3 月には買い物袋持参率は 94.1%（レジ袋約 250 万枚削減）に達した。

#### レジ袋削減運動（生活学校全国運動として）（山形県生活学校連絡会）

山形県内では約 20 年前からレジ袋削減運動を実施している。平成 19 年度からは、スーパー等の協力を得てレジ袋を辞退するごとにカードにスタンプを押す形で全国的に展開を拡大し、山形県内では平成 20 年 1 月から 12 月までに約 1 億枚の削減を図ることができた。また、この運動は環境省からも評価され「平成 20 年度 容器包装 3 R 推進環境大臣賞 最優秀賞」を受賞している。

#### 県内縦断エコドライブオリエンテーリング（社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部）

平成 20 年 10 月 26 日に第 2 回目となる「県内縦断エコドライブオリエンテーリング」を開催し、約 370 名（121 台）の参加をいただいた。この事業では、指定されたルートをオリエンテーリング的に往復し、折り返し地点でエコドライブ講習を受講していただき、行きと帰りでの燃費の差を実感していただいております、平均で約 19%の燃費節約を達成した。

#### 水のふるさと森づくりプロジェクト（植樹活動）（東北電力株式会社山形支店）

平成 20 年 6 月 8 日に約 100 名の参加をいただき、「ノコトぶな公園」（鶴岡市）において、「水のふるさと森づくりプロジェクト」として、ぶなの苗木 60 本を植える活動を行った。この活動は、山形県南庄内地域の水源地の環境保全活動に取り組んでいる「南庄内 水と緑の環（わ）ネットワーク」と東北電力山形支店の共催により平成 20 年に初めて実施したものである。地域の住民と協力して、地球温暖化防止等について、継続した活動をしていくこととしている。

#### マイ箸、エコ洗い箸の導入（山形県社交飲食業生活衛生同業組合）

平成 20 年 7 月から 11 月にかけて、輸入割りばしの削減と資源の無駄をなくす「マイ箸、エコ洗い箸の導入推進事業」を実施した。7 月にやまがたマイ箸クラブ事務局長の水沢氏による講演会を開催し、リサイクル活動や環境問題等の取組みの重要性を認識した。また、各組合店及びやまがたマイ箸クラブの協力によりマイ箸の推進・販売を行った。マイ箸の箸袋は、山形市の身体障害者施設に製作を委託し、障害者の就労支援に貢献している。そして、この売上金の一部は山形社会福祉事業団にも寄付した。今後ともエコへの取組みとして、マイ箸・洗い箸の導入・推進事業を継続していきたいと考えている。

### ストップ温暖化「エコ杯やまがた」(山形県地球温暖化防止活動推進センター)

ストップ温暖化「エコ杯やまがた」では、地球温暖化防止対策として、山形県民全員が参加できるような取組み方(一品)があることを紹介する機会を提供している。また、その中から山形に最も合った取組み(逸品)が県内全域に広まるように県代表を選出し、全国にも紹介している。平成20年度においては60件のエントリーの中から山形県立置賜農業高等学校の「MOTTA IN A Iプロジェクト」が県代表に選出され、2月に東京で開催された全国大会において審査委員特別賞(地域循環賞)を受賞した。

### 山形市ワンデイ省エネチャレンジ2008(山形市)

平成20年12月6日に、地球温暖化防止のために本市全体で省エネ行動を実践する「ワンデイ省エネチャレンジ」を平成19年度に引き続き実施した。平成20年度は平成19年度と同様に省エネを呼びかけるとともに、4地区の自治組織(第三,出羽,滝山,村木沢)からチェックシートの配布・回収にご協力をいただき、取組みを拡大した。

その結果、平成19年を約1万人上回る28,888人の方から参加いただき、19.4tの二酸化炭素の排出を削減することができた。

### エコドライブ講習会(高畠町)

高畠町では、自動車が住民生活に深くかかわっていることから、エネルギーの節約、二酸化炭素の排出を削減するために、平成19~20年度にかけて63回の「エコドライブ講習会」を開催し、1,226名の住民の方から参加をいただいた。講習会は室内での講習会のほかに、燃費の違いを体験できる実車講習も行われ、講習会に参加した756人の平均改善率は約19%にも達した。

### 環境フェアつるおか2008(鶴岡市)

平成20年9月28日に小真木原総合体育館にて、教育機関、市民団体、業界団体、行政等からなる実行委員会が主催する「環境フェアつるおか2008」を開催した。今回は10回目ということで、テーマを「トライ! マイナスCO<sub>2</sub> ~ 踏み出そう その一歩 ~ 」とし、例年の倍近い60の企業・団体の出展協力を得て開催し、約3,200人の方が来場した。

当日は、環境絵画・標語応募作品の展示や企業や団体の環境保全活動の紹介、環境にやさしい商品の展示・販売、環境クイズ大会等のイベントを実施し、会場ではエコレディ、エコペンギンが来場者を迎えた。

### 省エネチャレンジ事業(酒田市)

酒田市では、市民ひとり一人が地球環境に関心を持ち、行動していくきっかけとなることを目的として、省エネ活動に取り組んでいただく省エネキャンペーン事業を平成18年度から行っている。省エネキャンペーンは、省エネタップ(スイッチ付き延長コード)と簡易電力測定器を活用しながら、各家庭で自由に節電をはじめ、さまざまな省エネに取り組んでいただくものである。

平成20年度の結果としては、世帯平均での夏と冬の節電の効果は、夏冬とも前年度より節電された。前年度に比べて夏はやや涼しく、冬は暖かい傾向にあったが、削減率は、特に夏が大きく、約10%であった。

### 第3節 その他の取組み

#### (1) 地球温暖化防止活動推進員

県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)に基づき、地域における地球温暖化対策の知識の普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。環境マイスターに認定された者を含め、363人(平成20年度末現在)を委嘱している。

推進員の資質向上に向けた取組みとして、平成20年度は、ガイダンス、基礎研修及び専門研修(20年度委嘱予定者向け、各2回)、フォローアップ研修(環境マイスター向け、2回)、実務研修(各総合支庁単位で各2回及び山形市内で1回、補講1回)を実施した。

#### (2) 環境マイスター

それぞれの分野で専門知識を活かしながら地球温暖化防止に貢献する環境マイスターが認定されている。県と連携を図りながら、業界団体、NPO法人環境市民及び山形県地球温暖化防止活動推進センターの三者で認定を行っている。これまで、自動車、家電及びサッシ・ガラスの3分野で認定されている。

##### 自動車

地球温暖化防止活動推進員として、出前講座やエコドライブ講習会で話ができるよう、フォローアップ研修を実施し、体制整備した(認定人数387人)。

また、自販連では「NPO法人山形県自動車公益センター」を設立(平成21年1月21日認証)。同センターでは、リサイクルセンターの収益を原資としてエコドライブなどの公益活動を展開する予定である。

##### 家電

地球温暖化防止活動推進員として、出前講座で話ができるよう、フォローアップ研修を実施し、体制整備した(認定人数89名)。

##### サッシ・ガラス

県内3つめの「環境マイスター」として、山形県サッシ・ガラス協同組合、NPO環境市民、環境ネットやまがたの認証により、平成20年度初めて養成研修を実施した(認定人数69名)。

#### (3) エコ住宅関連の動き

エコリフォームの普及啓発等を目的とする「エコ住宅普及促進事業(環境省)」の本県における受け皿として、7月10日、「住まいの温暖化対策やまがた協議会」(温対法上の地域協議会)設立した。「住宅リフォームフェア(9/27~28)」において省エネ住宅・省エネルギーフォームブース出展したり、12月~2月、住宅の省エネ性能を向上させるためのリフォーム等の相談を受け付ける相談窓口を開設するとともに、専門家による無料相談会(月1回)を開催するなどした。また、最上(1/21)及び庄内(1/30)において「省エネ住宅・省エネルギーフォームセミナー」を開催した。

#### (4) CO<sub>2</sub>削減「見える化」エコ・イベント証書の交付

二酸化炭素排出に関しての具体的な数値を分かりやすく示すため、イベントにおける二酸化炭素排出削減行動の「見える化」を証するものとして『CO<sub>2</sub>削減「見える化」エコ・イベント証書』交付した(表1-1-6)。

表 1-1-6 CO<sub>2</sub>削減「見える化」エコイベント証書交付イベント

月 日	行 事 名	削 減 内 容	削 減 量
8月29日	蔵王音楽祭「龍岩祭」	発電機の燃料に BDF を使用	3,143kg
9月7日	日本一の芋煮会	燃料に薪を使用、地産地消	7,630kg

資料：県文化環境部環境企画課

#### (5) 出前講座等

地球温暖化や身近でできる省エネ方法に関する出前講座や温泉街のホテルや旅館において省エネルギー診断を実施した。

平成 20 年度は出前講座を 63 件、省エネルギー診断を 13 件実施した。

#### (6) 「CO<sub>2</sub>排出量取引制度セミナー」の開催

平成 20 年 10 月 21 日、国において「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が開始されたことに伴い、本県における制度の周知等を目的として、環境省から講師を招きセミナーを開催した。県内企業、市町村職員等 66 名の参加を得た。



## 第2章 3Rの促進

山形県では、「山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）」を策定し、最終目標であるごみの最終処分量をゼロにする「ごみゼロやまがた」の実現に向けて、全国一ごみの少ない県を目指すことと、循環型産業の振興を主な柱として、3R {リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）} 推進を図っている。

### 第1節 環境産業の育成

廃棄物等の循環的利用を推進し、「ごみゼロやまがた」を実現するためには、その受け皿となる循環型産業の積極的な振興を図っていくことが極めて重要である。また、今後、より一層のリサイクル率の向上を図っていくためには、再生利用があまり進んでいない生ごみ、廃プラスチック、汚泥などの分野を中心として、新たな高度技術を利用した付加価値の高い製品を製造することが必要となっている。

これらの課題としては、排出者段階では分別意識の不徹底、原料確保段階では量的・質的に安定した確保が困難、リサイクル製品製造段階では研究開発や設備投資リスクが大きい、マーケット段階ではユーザーの理解不足などが挙げられる。

このため、平成21年度において産業廃棄物税を活用した次の事業を展開する。

#### ア 「循環型産業創出育成事業」

産学官連携体制のもと、地域の特性を活かした本県発の3R技術の研究開発（3R推進プロジェクト）や企業の技術開発等へ支援するとともに、循環型産業を担う人材育成を図る。

#### イ 「基盤整備・拠点形成推進事業」

リサイクル施設等の基盤整備に対する支援を行うとともに、地域ゼロエミッションを目指し循環型産業の拠点形成を図るやまがたエコタウン事業を展開する。

#### ウ 「循環型マーケット形成推進事業」

リサイクル製品の認定やリサイクルシステムの認証、ごみゼロやまがた環境展の開催等を通じたりサイクル製品等の普及・販路拡大支援を行う。

### 第2節 バイオマス利用の推進

木くずや生ごみなどの生物由来の再生可能な資源であるバイオマスは、地域の自然環境や産業特性を大きく反映した貴重な環境資源である。本県は、「県土の7割が森林」、「農業県」、「食品加工産業が盛ん」といった特徴があり、賦存量も豊富なことから、これらの活用が大いに期待されている。

バイオマス利用の推進は平成18年3月に策定した「ごみゼロやまがた推進プラン」においても、主要8施策のひとつとしており、バイオマスを含む循環資源全般の3R技術の開発や施設整備への支援等を行っている。

国では、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定し、バイオマスの利用促進を重点課題に位置付けたうえで、市町村による「バイオマスタウン構想」の策定とそれに対する支援を進めており、県内では、庄内町、新庄市、鶴岡市（旧藤島町）、鮭川村、村山市、西川町、飯豊町の7市町村がバイオマスタウン構想を策定している。





### 第3章 自然環境保全と温泉資源適正管理

#### 第1節 ツキノワグマ保護管理計画の策定

平成 18 年度は、全国的にツキノワグマが里山に大量に出没し、前例のない大量捕獲につながった。本県でも、1 年間に 692 頭という大量の捕獲が行われた。

この反省に立って、本県におけるツキノワグマの地域個体群を長期にわたって安定的に維持し、同時に人身被害の防止と農林業被害の軽減を図ることを目的として、平成 20 年度に「山形県ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間平成 21 年 4 月～24 年 3 月)を策定した。

本計画については、有識者や県の関係機関からなる検討委員会を設け、専門的観点から検討を行うとともに、公聴会や調整会議などにおいて、市町村、農業団体、猟友会、自然保護団体から意見を聴き、さらにはパブリックコメントを実施して、各関係方面の意見を聴いたうえで策定作業を行った。

本計画は、本県独自の内容を盛り込んでおり、全国的にも特色あるものになっている(下記の 2 及び 3)。

#### 【本計画の基本的な考え方】

- 1 「生息環境保全」「被害防除対策」「個体数管理(捕獲数管理)」を 3 つの柱として、地域住民、関係団体、行政機関、専門家等が連携して、総合的に取り組む。
- 2 個体数管理(捕獲数管理)の手法として、年度ごとに県全体の捕獲数の上限を定めるとともに、市町村ごとの捕獲数の上限の目安を定め、総合支庁ごとに管内市町村の合計値を上限として管理する。
- 3 捕獲形態を、春季捕獲(4、5 月に、山中で、銃器により、成獣を選択的に捕獲)、夏季捕獲(6 月から 11 月 14 日まで、わなにより人里近く等で捕獲)、狩猟(11 月 15 日から 2 月 15 日まで、銃器による捕獲)の 3 つに区分する。  
について、これを「マタギ文化」を引き継ぐものとして、技術力と知見を継承する観点から意義を認め、一定の制限を設けて許可する一方、については、無差別な大量捕獲につながるおそれがあるため、捕獲許可の判断基準を示し、従来よりも慎重に対応する。
- 4 地域の合意形成が図られた地域において、移動放獣を試行的に実施する。
- 5 捕獲数上限値の設定をはじめ、計画の推進状況について、有識者、関係団体、関係機関で構成する「特定鳥獣保護管理検討委員会」の意見を聴き、検証する。また、市町村や関係団体で構成する「特定鳥獣保護管理連絡協議会」において、計画実施内容の調整を図る。
- 6 生息数調査や捕獲個体データの収集など、継続的にモニタリングを実施して生息状況を把握し、これを個体数管理(捕獲数管理)等にフィードバックさせる。

図 1-3-1 ツキノワグマ移動放獣作業（発信機装着）



資料：県文化環境部みどり自然課

図 1-3-2 ツキノワグマの生息状況調査（ヘアートラップ）



資料：県文化環境部みどり自然課

## 第 2 節 「レッドデータブックやまがた」植物編改訂作業

希少野生生物の保全にあたって重要なことは、その生息状況を継続的に把握し、絶滅の危機に瀕する前に適切な対応を行うことである。

本県では、各方面の専門家の協力を得て「レッドデータブックやまがた」の作成（動物編平成 14 年度、植物編 15 年度発行）により、希少野生生物の情報を収集・整理した。

また、平成 19 年度から、県環境科学研究センターにおいて「自然生態系保全モニタリング調査」を実施し、県内の主要な箇所における野生生物を調査・記録するとともに、保全対策が必要なものについて、その考え方を取りまとめる作業を行っている。

これらの経緯を踏まえ、県内全域における希少野生生物の保全を目的として、平成 21 年度から「レッドデータブックやまがた」植物編の改訂作業（「希少野生生物分布調査事業」）に着手した。調査は、民間の研究者で組織する「山形県植物調査研究会」に委託し、23 年度まで 3 年間の予定で

実施する。なお、同研究会は、「レッドデータブックやまがた」初版の作成に携わったメンバーで構成されている。

今回は、調査対象種の数を増やすとともに、継続して調査する種については、前回調査時点と比較のうえ絶滅危険度を再評価し、内容を充実させる予定である。

### 第3節 温泉法改正への対応

平成19年6月に、東京都渋谷区の温泉利用施設で、大深度の源泉から温泉とともに汲み上げられた可燃性天然ガスによる爆発事故が起こり、これを機に可燃性天然ガスによる災害防止対策の重要性が改めてクローズアップされた。

国は、この事故を教訓に同年11月「温泉法」を改正。同法の目的に「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を盛り込み、温泉を汲み上げる全ての事業者について、新たに、温泉施設が災害防止基準に適合していることを示すための「採取」の許可申請（可燃性天然ガスの濃度が基準以下の温泉については、災害防止措置を必要としない「確認」の申請）が必要となった。

平成20年10月の施行に向け、8月に各保健所の協力を得て、総合支庁ごとに全ての温泉を汲み上げる事業者を対象とした説明会を開催し、新たな制度の周知を行うとともに、申請受理・審査の体制を整えた。

21年6月15日現在、利用されている源泉327のうち、280源泉の濃度確認申請（可燃性天然ガスが含まれない若しくは環境省が定める基準以下の濃度のため、対策を要しない旨の確認を求めるもの）と43源泉の採取許可申請（可燃性天然ガスが含まれるが、適切な災害防止対策が行われているとの認定を求めるもの）を受け、280源泉について濃度確認を行い、災害防止対策が完了した11源泉について採取許可処分を行っている。

採取許可申請に係る残りの源泉については、法令が定める経過措置の期限である21年度末までに安全対策が完了するよう、引き続き働きかけを行っている。